

令和7年度 主任無線従事者講習受講案内

公益財団法人 日本無線協会
〒104-0053
東京都中央区晴海3-3-3
TEL 03-3533-6027

電波法第39条(無線設備の操作)第1項に規定されている主任無線従事者制度により、無線従事者の資格を有しない者であっても、その無線局の免許人から選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下であれば、無線設備の操作を行うことができますとされています。

主任無線従事者になるには、3ヶ月以上の業務経歴が必要であり、またその職務に鑑み、選任の日から6ヶ月以内、及び講習を受けた日から5年以内ごとに主任無線従事者講習を受講することが義務づけられています。

当協会は、総務大臣から主任無線従事者講習の指定講習機関に指定されており、eラーニングによる非対面式講習を随時実施しています。

1 実施する講習について

受講は、ネットに接続されたパソコン等により教材の動画を視聴していただく非対面式講習(eラーニング)になります。すべての教材の視聴が終了し、受講確認のための設問に合格すれば、「修了証」がダウンロードできます。教材視聴の一時中断～再開は何度でも可能です。

(1) 受講期間と受付期間

講習の区分	受講期間	受付期間
海上主任講習 航空主任講習 陸上主任講習	受付完了後30日間	オンラインで随時受付

「受付完了」の日は、協会で申し込み内容及び入金を確認し、受講用URL・パスワードを送信した日となります。

(2) 講習の科目と受講時間

講習の区分	科目	受講時間
海上主任講習 航空主任講習 陸上主任講習	無線設備の操作の監督※ 最新の無線工学 ※無線局の監督に際し、遵守しなければならない法令に関する事項を含む。	6時間

受講の流れ



- お申し込み後、受講資格及び入金が確認でき次第、eラーニングのURLとパスワードをメールで送信します。
- 受講の流れ図をダウンロードし、すべての教材を視聴し、受講確認のための設問に合格すれば受講終了となり、その日が受講終了日となります。
- 受講期限は30日間となっていますが、受講期限前に前回受講から5年目の日が到来する場合は、5年目の日までに受講を終了する必要があります。

2 受講の対象者

- (1) 主任無線従事者として選任された日から6ヶ月以内の者
- (2) 受講後6ヶ月以内に、船舶に開設する無線局に主任無線従事者として選任が予定されている者
- (3) 前回の主任無線従事者講習を受講してから5年以内の者(再受講者)
船舶局に選任されている主任無線従事者が、その船舶の航行中に主任無線従事者講習を受講してから5年を超えたときは、その航海において最初にその船舶が日本国内の目的地に到着した日から3ヶ月以内に受講することができます。

3 受講申し込み

受講申し込みはインターネットでの受付のみとなります。

当協会のホームページからお申込みください。

(<https://www.nichimu.or.jp/shunin-kunren/index.html>)

非対面式講習(eラーニング)の申し込みには、主任無線従事者として選任されている資格に係る無線従事者免許証の画像を添付していただきますので、予めご用意の上でお申し込み手続きをしてください。

4 受講手数料

各講習の区分とも**21,500円**(非課税)です。

オンライン決済手続きとして、コンビニ(受付番号)決済、銀行振込決済、ペイジー決済の利用が可能です。受付画面上の「決済方法」で「SMBC利用」を選択し、手続きをしてください。コンビニ決済及びペイジー決済では手数料はかかりませんが、銀行振込では振込手数料を各自でご負担いただきます。

組織の会計部門から振り込む等でオンライン決済手続きを利用されない場合は、「決済方法」で「口座振込」を選択し、以下の口座に払い込みの上、受講手数料が支払い済みである証書(銀行の「払込金受領証」またはそれに類するもの)の写しを協会へ送付してください。証書は、日付、金額、振込元、振込先(日無協)が確認できるものであれば何でも結構です。

振込先: **三菱UFJ銀行 月島支店 普通預金口座 0258803 (公財)日本無線協会**

ATM又はネットバンキング等でカナ入力の場合の名称は(全て半角大文字で) **ザイニホムセキヨウカイ**

決済方法を変更するために再度申込みをすることはご遠慮願います。予め決済方法を決めてからお申し込みください。

5 講習に関する連絡先

〒104-0053 東京都中央区晴海3丁目3-3 江間忠ビル
(公財)日本無線協会 本部 養成講習部
電話番号 03-3533-6027
メールアドレス yousei1@nichimu.or.jp